児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業 務 内 容	実務経験年数(*1) (下記年数のうち、高齢者施設・療養病床等以外での実務経験が3年以上必要)(*2)		
			国家資格者 (*3)	有資格者 (*5)	それ以外の者
障害児者等又は児童の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務 〔告示一イ〕	(1) 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域生活支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業等これらを行う事業所において、相談支援業務に従事する者	3年 以上 (*4)		5年 以上
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センター等において、相談支援業務に従事する者			
		(3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター等において、相談支援業務に従事する者			
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等において、相談支援業務に従事する者			
		(5) 学校(大学を除く)等において、相談支援業務に従事する者			
		(6) 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ・社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) ・介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級)以上に相当する研修を修了した者(実務者研修修了者、介護福祉士を含む) ・下記(*3)の国家資格を有する者 ・上記(1) ～(5) の相談支援業務に通算1年以上従事したことがある者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
	ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事等の介護やその介護を行う者への指導、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力向上のための訓練、その訓練等を行う者に対しての指導、その他職業訓練や職業教育に係る業務 〔告示一ロ〕	(1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び医療機関(療養病床に限る)等の施設において、直接支援業務に従事する者		5年 以上 (*6)	8年 以上
		(2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業等を行う事業所において、直接支援業務に従事する者			
		(3) 病院・診療所、保険薬局、訪問看護事業所等において、直接支援業務に従事する者			
		(4) 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所(助成金受給事業所)等において、直接支援業務に従事する者			
		(5) 学校(大学を除く)等において、直接支援業務に従事する者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			

(*1) 実務経験は、通算の在職期間(3年/5年/8年以上)を満たし、かつその期間内の実勤務日数が合計で規定日数(3年＝540日以上、5年＝900日以上、8年＝1,440日以上)に達している必要があります。(全体の通算で算定可能)

(*2) 必要となる実務経験年数のうち、少なくとも通算3年以上は、「障害児・障害者または児童」を対象とした支援業務(障害福祉サービス、障害児施設、保育所、認定こども園、小児病棟、学校等)の経験が含まれている必要があります。
老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、居宅介護支援事業を行う事業所、介護予防支援事業を行う事業所、医療機関(療養病床)、老人居宅介護等事業を行う事業所、特例子会社、助成金受給事業所等において相談支援業務又は直接支援業務に従事した期間のみで、実務経験の要件を満たすことはできません。

(*3) 「国家資格者」に該当する要件 ＝ 以下の国家資格を取得後、その資格の専門業務に従事した期間が通算5年以上ある者
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師

(*4) 「国家資格者」の必要実務経験3年以上について、国家資格に基づく従事期間と相談支援業務・直接支援業務に従事した期間が同時期でも可

(*5) 「有資格者」に該当する要件 ＝ 以下の資格等を有する者
・社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
・保育士
・児童指導員任用資格者
・訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修・実務者研修・介護福祉士を含む)に相当する研修を修了した者
・精神障害者社会復帰指導員任用資格者

(*6) 「有資格者」の必要実務経験5年以上について、資格等取得以前において直接支援に従事した年数を実務経験に含めることができる。

本資料は、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)」を基にした参考資料です。一部簡略化しておりますので、詳しくは当該告示をご確認ください。